

令和2年6月5日

総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第141号の概要 (毎月勤労統計調査の変更)

1 毎月勤労統計調査の概要

調査の目的

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

調査の概要

区 分		調査 事業所数 (注)	調査 周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を 常時30人以上雇 用する事業所)	全国 調査	約15,200	毎月	- 性別 常用労働者数、パートタイム労働者数 - 常用労働者、パートタイム労働者に係る出勤日数、所定内・所定外労働時間数、きまって支給する給与額 等	【母集団情報】 事業所母集団データベース 【標本抽出方法】 層化無作為一段抽出（1年ごとに全体の1/3を入れ替える ローテーション・サンプリング） ※ <u>従業員500人以上は全数調査</u>	厚生労働省 －都道府県 －報告者	・郵送調査 ・オンライン調査
	地方 調査	約25,500				厚生労働省 －報告者	
第二種事業所 (常用労働者を 常時5人以上30 人未満雇用する 事業所)	全国 調査	約18,000			【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 層化無作為二段抽出（半年ごとに全体の1/3を入れ替える ローテーション・サンプリング）	厚生労働省 －都道府県 －統計調査員 －報告者	・調査員調査 ・オンライン調査
	地方 調査	約18,000					
常用労働者を 常時1人以上5 人未満雇用する 事業所	特別 調査	約25,000	1年	常用労働者ごとの性別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額 等	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 集落抽出 (抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する)	厚生労働省 －都道府県 －統計調査員 －報告者	・調査員調査

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

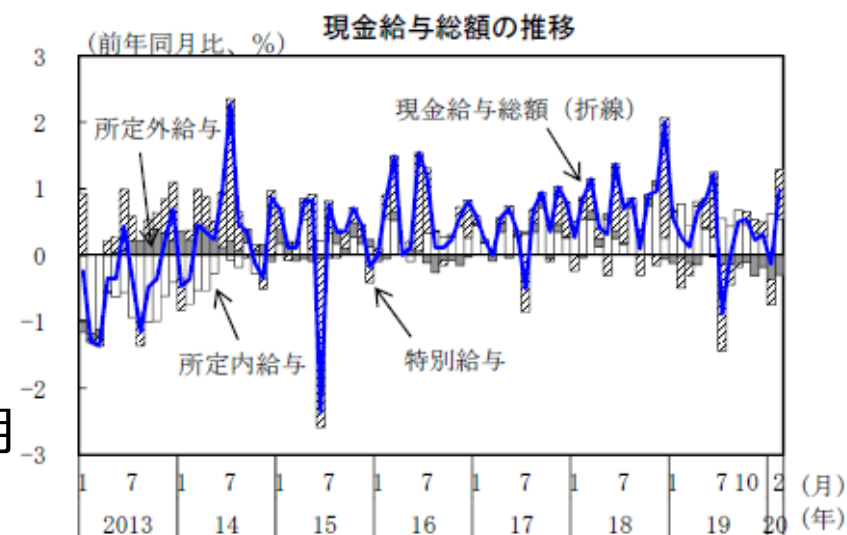
2 結果の主な利活用

① 行政上の施策への利用等

- 雇用保険の失業給付のうち基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与を利用
- 月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の前年同月比等を利用

② 国民経済計算の推計（内閣府）における基礎資料

- 雇用者報酬の算定資料として利用



(出所) 月例経済報告主要経済指標（令和2年4月23日）
「10 雇用情勢」から抜粋

③ その他の利用状況

- I L OやO E C D等国际機関に定期的に報告
- 民間企業において、ベースアップ等賃金改定の参考資料として利用
- 特別調査の結果は国民経済計算の雇用者報酬及び労働時間数の推計に利用

3 今回の変更内容①

○ 特別調査について、令和2年は中止

<理由>

- ・ 特別調査は、1～4人規模の零細事業所を対象とした調査であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査員調査を実施することは困難であり、郵送調査に切り替えた場合には、対象事業所から調査への協力が例年以上に得られない可能性が高いこと
- ・ 実査を担う都道府県が、新型コロナウイルス感染症対応により事務負担が増加しており、8月に向けて特別調査の準備を行うことが困難と考えられること

3 今回の変更内容②

- 第二種事業所(5～29人規模の事業所)の調査において、
郵送調査が可能となるよう変更

<理由>

従来どおりの調査員調査の実施が困難な場合には、事業主が調査票を都道府県に郵送することにより調査することができるようにするため。

5～29人規模の事業所（第二種事業所）

